

うっかりドーピングの防止

今年も鬱陶しい梅雨の季節となりました。東海・北陸から関東・東北南部にかけては、ほぼ平年並みの6月7日に梅雨入りが発表され、6月15日には東北北部地方も梅雨入りしました。ところが、近畿地方とその以西の中国・四国及び九州北部地方では、未だ梅雨入りが発表されていません。東北北部地方が近畿地方より早く梅雨入りするのは、1974年以来45年ぶりだそうです。これも異常気象の影響でしょうか。このところ毎年のように発生する大雨による災害、今年は大きな被害の発生しないことを祈りたいと思います。

さて、先週末に日本中央競馬会（JRA）で前代未聞の出来事が発生しました。東京、阪神及び函館の各競馬場で15日、16日の2日間に出走を予定した983頭のうち、156頭が禁止薬物を摂取した可能性があるとして出走取り消しになりました。JRAの発表によると、競走馬の飼葉に混ぜて摂取させる飼料添加剤から、禁止薬物の「テオブロミン」が検出されたということです。競走馬を管理する厩舎では、そうした事実を知らないまま飼料を与えていたそうですから、これも、うっかりドーピングといえるのでしょうか。

先月の本稿でも紹介しましたが、スポーツ選手のうっかりドーピングについては、5月13日の参議院決算委員会の質疑で取り上げました。今年3月、レスリングの全日本選手権大会に出場した選手から禁止薬物である「アセタゾラミド」が検出されたケースでは、胃炎・胃潰瘍治療剤「エカベトNa顆粒」に「アセタゾラミド」が微量混入し、医薬品としての安全性には問題ないレベルであったにもかかわらず、当該医薬品の摂取によりドーピング違反に問われました。また、昨年夏のアジア大会を前に派遣予定の競泳選手が、抜き打ち検査でドーピング違反を問われ大会派遣を取り消されたケースでは、禁止薬物を意図して摂取した記憶はなく、普段から使用していたサプリメントに禁止薬物が混入していたことが疑われています。

スポーツ庁はこうした事例を踏まえ、世界ドーピング防止機構に対して検査結果に下限値を設けるなど、ルールの早急な見直しを要請しています。また、サプリメントに関しては、「スポーツにおけるサプリメント製品の情報公開の枠組みに関するガイドライン」を定め、スポーツ選手へのサプリメントの品質安全性、禁止薬物混入リスクに関する情報の発信等を適切に実施するとともに、スポーツファーマシストの活用等により、ドーピング防止教育、啓発の充実に努めていくとしています。

日本で初めて開催されるラグビーワールドカップは、9月21日に開幕します。そして来年は、東京オリンピック・パラリンピック、ドーピングのないクリーンな大会になることを期待したいと思います。